

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊国薬第832号

令和5年9月11日

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」の策定に基づく各種施策の推進について（通達）

平成30年8月、関係閣僚で構成される薬物乱用対策推進会議で策定された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、本県においても、同戦略を踏まえた各種施策を推進しているところ、令和5年8月8日、薬物乱用対策推進会議において、政府を挙げた総合的な対策を講じて薬物乱用の根絶を図ることを目的に、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（以下「新戦略」という。）が策定され、これに伴い、警察庁から別添「「第六次薬物乱用防止五か年戦略」の策定について（通達）」（令和5年8月8日付け警察庁丙組二発第230号ほか）が発出された。

よって、各所属にあつては、新戦略に基づく各種施策の推進に努められたい。

※ 警察庁通達「「第六次薬物乱用防止五か年戦略」の策定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。